

障害基礎年金を受けられるとき

ページID : 170010010-343-950-734 更新日 : 2024年11月1日 印刷

障害基礎年金は、20歳前または国民年金の被保険者期間中または被保険者でなくなった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象になります。

1. 請求するときに必要な書類等

年金請求書

住所地の市区町村役場、またはお近くの[年金事務所または街角の年金相談センターの窓口](#)に備え付けてあります。

[年金請求書（国民年金障害基礎年金）様式第107号](#)

書き方のポイントや注意点を交えながら、請求書の書き方をご紹介した動画を掲載しています。

添付書類等

すべての方

書類名	確認事項
基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	加入期間の確認のため
戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか	ご本人の生年月日を明らかにできる書類 単身者の方で、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。マイナンバーが登録されていない方は、年金請求書にマイナンバーを記入することで、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。 マイナンバーの登録状況については、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できる「ねんきんネット」で確認することができます。 ただし、「年金請求書」を共済組合等に提出される場合には、別途、住民票等の添付書類が必要になる場合があります。
医師の診断書 （所定の様式あり）	障害認定日より3カ月以内の現症のもの 障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3カ月以内の現症のもの）も併せて必要となります。 また、診断書に併せて、レントゲンフィルムや心電図のコピーの提出が必要な場合があります。
受診状況等証明書	初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合、初診日の確認のため
病歴・就労状況等申立書	障害状態を確認するための補足資料
受取先金融機関の通帳等（本人名義）	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード（コピーも可）等 請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要です。

	公金受取口座を利用する方は、請求書の「金融機関の証明」欄の証明および受取先金融機関の通帳等のコピーの添付は不要です。 なお、公金受取口座の登録口座を変更したとしても、年金の受取口座は変更されませんので、年金受取口座の変更を希望される場合は、「 年金受給権者 受取機関変更届 」の届出が必要となります。 インターネット専業銀行での年金の受け取りについては、 年金Q&A「インターネット専業銀行で年金の受け取りはできますか。」 をご参照ください。
--	---

18歳到達年度末までのお子様（20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む）がいる方

書類名	確認事項
戸籍謄本 （記載事項証明書） （マイナンバーを記入することで添付を省略できます。）	子について、請求者との続柄および氏名・生年月日確認のため
世帯全員の住民票の写し （マイナンバーを記入することで添付を省略できます。）	請求者との生計維持関係を確認するため
子の収入が確認できる書類 （マイナンバーを記入することで添付を省略できます。）	生計維持関係確認のため 義務教育終了前は不要 高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証のコピー 等
医師または歯科医師の診断書※	1級または2級の障害の状態にあることを確認するため

※20歳未満で障害の状態にあるお子様がいる方は必要となります

障害の原因が第三者行為の方

書類名	確認事項
第三者行為事故状況届	所定の様式あり※
交通事故証明または事故が確認できる書類	事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞のコピーなど
確認書	所定の様式あり
被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類	源泉徴収票、健康保険証のコピー（※）、学生証のコピーなど （※）保険者番号および記号・番号等を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）したもの
損害賠償金の算定書	すでに決定済の場合。示談書等受領額がわかるもの
損害保険会社等への照会に係る「同意書」	所定の様式あり※

※詳しくは年金事務所にお問い合わせください

その他 ご本人の状況によって必要な書類

書類名	確認事項
請求者本人の所得証明書 （マイナンバーを記入することで、添付を省略できます。）	20歳前障害の場合に本人の収入を確認するため
年金加入期間確認通知書	共済組合に加入されていた期間がある方
年金証書	他の公的年金から年金を受けているとき（配偶者を含む）
身体障害者手帳・療育手帳	障害状態を確認するための補足資料
合算対象期間が確認できる書類	詳細は下記を参照してください

年金請求のためにご用意いただいた住民票等を年金請求以外で利用される場合は、お客様に住民票等の原本をお返しします。詳しくは「[添付書類の原本の返却を希望するとき](#)」をご覧ください。

※国民年金に任意加入しなかった期間のある方は、それぞれ次の書類が必要です

配偶者が国民年金以外の公的年金制度の被保険者または組合員であった期間のある方は、配偶者が組合員または被保険者であったことを証する書類

配偶者が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による老齢（退職）年金を受けることができた期間のある方は、配偶者が年金を受けることができたことを証する書類のコピー

本人が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による遺族年金等をうけることができた期間のある方は、本人が当該年金等を受けることができたことを証する書類のコピー

その他、海外在住の期間等があったときは、このことを証する書類

2. 請求書の提出先

提出先は住所地の市区町村役場の窓口になります。なお、初診日が国民年金第3号被保険者期間中の場合は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターになります。

関連情報

[障害年金関係のパンフレット](#)

[2つ以上の年金を受ける権利ができたとき](#)

「障害年金を請求する方の手続き」のページ一覧

障害基礎年金を受けられるとき	障害厚生年金を受けられるとき
----------------	--------------------------------

年金のことをしらべる

利用者別ガイド	シーン別ガイド	ねんきんネット
年金用語集	パンフレット	通知書の見方を調べる

年金の制度・手続き	申請・届出様式	年金Q&A	年金のご相談（電話・窓口）	日本年金機構について
利用者別ガイド	申請・届出様式（国民年金関係）	シーン別Q&A	年金相談についてのご案内	理事長のごあいさつ
シーン別ガイド	申請・届出様式（健康保険・厚生年金保険関係）	年金Q&A（年金制度全般）	年金相談についてのご案内	基本情報
年金制度全般	申請・届出様式（年金等の受給関係）	年金Q&A（国民年金）	電話での年金相談窓口	組織
国民年金	申請・届出様式（年金等の受給関係）	年金Q&A（厚生年金保険）	全国の相談・手続き窓口	各種方針
厚生年金保険	申請・届出様式（年金記録の照会、訂正請求関係）	年金Q&A（年金の受給）		日本年金機構の取り組み
年金の受給	申請・届出様式（社会保障協定関係）	年金Q&A（年金記録に関する取り組み）		情報公開
年金記録に関する取り組み	申請・届出様式（「特定技能」にかかる書類交付関係等）	年金Q&A（ねんきん定期便）		ご意見・ご要望、法令等違反通報
社会保障協定	申請・届出様式（年金委員関係）	年金Q&A（ねんきんネット）		法人文書・個人情報の開示
「特定技能」にかかる社会保障関係の書類交付		年金Q&A（社会保障協定）		統計情報
年金について学ぼう		年金Q&A（電子申請・電子媒体申請（事業主・社会保険事務担当の方））		採用情報
パンフレット		年金Q&A（オンライン事業所年金情報サービス（事業主の方））		
動画				
マイナンバーへの対応				
年金用語集				

[年金Q&A（個人向けオンラインサービス）](#)

[年金Q&A（年金相談）](#)

[年金Q&A（情報開示等）](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



日本年金機構

Japan Pension Service

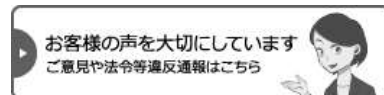
法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[開示請求](#)

[公式X（旧Twitter）](#)



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.